

下関市立大学学則

平成19年4月1日

規則第1号

改正 平成20年1月15日規則第1号
平成20年12月26日規則第7号
平成21年3月24日規則第4号
平成21年7月21日規則第10号
平成22年4月28日規則第6号
平成22年7月22日規則第11号
平成22年8月23日規則第12号
平成22年12月6日規則第13号
平成23年2月4日規則第2号
平成24年10月12日規則第4号
平成25年3月28日規則第4号
平成27年2月20日規則第1号
平成27年2月20日規則第3号
平成28年1月25日規則第1号
平成28年8月5日規則第5号
平成29年1月12日規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
 - 第2章 学年、学期及び休業日（第11条－第13条）
 - 第3章 修業年限及び在学期間（第14条－第16条）
 - 第4章 入学（第17条－第25条）
 - 第5章 授業科目及び単位の認定等（第26条－第32条の2）
 - 第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍（第33条－第38条）
 - 第7章 卒業、学位及び資格（第39条－第42条）
 - 第8章 賞罰（第43条－第45条）
 - 第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第46条－第48条）
 - 第10章 授業料等の徴収（第49条）
 - 第11章 厚生及び保健施設（第50条）
 - 第12章 地域貢献（第51条）
 - 第13章 雑則（第52条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 下関市立大学（以下「本学」という。）は、総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に

寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上によって本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育方法の改善のため、組織的な取組を行う。

2 本学は、前項で定める自己点検及び評価に加え、本学の教育研究活動の総合的状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科及び目的)

第3条 本学に経済学部を置く。

2 経済学部には経済学科、国際商学科及び公共マネジメント学科を置く。

3 前項に規定する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

区分	入学定員	編入学定員	総定員
経済学科	195人	8人	796人
国際商学科	195人	8人	796人
公共マネジメント学科	60人	4人	248人
合計	450人	20人	1,840人

4 第2項に規定する経済学科、国際商学科及び公共マネジメント学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経済学科は、国際・国民経済、地域・地方の経済社会にかかわる理論・政策・歴史に習熟することにより、現代の経済社会への理解を深め、現代経済の諸問題に的確に対応しうる創造的経済人の育成を目的とする。

(2) 国際商学科は、商学・経営学に関する理論と実務に習熟するとともに、東アジアを中心とする国際交流に適応しうる豊かな国際感覚及び語学能力や情報処理能力などを幅広く備えた健全な経済人の育成を目的とする。

(3) 公共マネジメント学科は、マネジメント（効果的な経営管理）の理論と実務に習熟し、その視点から行政、企業・NPO活動、地域づくりといった公共的な諸活動の場で活躍する職業人の育成を目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則その他必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員の職務等については、別に定める。

(学長)

第6条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第7条 本学の学部に、学部長を置き、教授をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 学部長の任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条 本学に附属施設として、図書館及び地域共創センターを置く。

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、学年を分けて次のとおりとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2 前項第3号から第5号までの休業の期間については、年度ごとに学長が定める。

3 第1項の定めにかかわらず、学長が必要と認めた場合は、休業日を休業日でない日にし、又は休業日でない日を休業日にすることができる。

第3章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

第14条 学部の標準修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算）

第15条 本学の学生以外の者で第46条第1項に規定する科目等履修生として本学において一定の単位（学校教育法第90条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得したものが本学に入学する場合の修業年限（長期履修学生については計画的に履修することが認められた期間。以下この条において同じ。）については、第30条の規定により入学後に修得したものとみなすことができる単位数その他の事項を勘案して、前条に規定する修業年限の2分の1を超えない範囲で、一定期間を修業年限に通算することができる。

（在学期間）

第16条 学生の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間を超えて在学することはできないものとする。

(1) 長期履修学生 長期履修を認められた期間に4年を加えた期間

(2) 第23条の規定により入学した者（以下「編入学した者」という。）
4年

(3) 第24条の規定により入学した者（以下「再入学した者」という。）
第25条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期

間

第4章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第18条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同以上の学力があると認めた者

(入学の志願)

第19条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに必要書類を添えて検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者に対しては、入学試験を行い、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条 前条の規定による合格決定の通知を受けた者は、指定の期間内に学長の定める入学の手続を完了しなければならない。

(入学許可)

第22条 学長は、前条の規定による入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学)

第23条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で本学に編入学を志願するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可す

ることができる。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 修業年限4年以上の大学において、第2年次以上に在学する者で62単位以上を修得しているもの、又は2年以上在学した者で大学において62単位以上を修得したもの
- (4) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (7) 当該年度の3月までに前各号の条件を満たせる見込みの者
- (8) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認められた者（再入学）

第24条 学長は、第37条の規定により退学を許可された者（第34条第2項第1号に該当する者を除く。）が再入学を願い出たときは、欠員の状況等により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

（再入学の場合の取扱い）

第25条 前条の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、学長が決定する。

第5章 授業科目及び単位の認定等

（授業科目及び単位数）

第26条 授業科目及びその区分並びにその単位数は、別表第1から別表第8までに定めるとおりとする。

2 修得すべき単位数等については、別表第9のとおりとする。ただし、編入学した者に係る修得すべき単位数については、別表第10のとおりとする。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

（単位）

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授

業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(成績評価)

第28条 履修科目の評価は、各授業担当の教員が、学習状況、試験等によって行う。

2 前項の評価は、秀、優、良、可、不可及及び失格をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可及及び失格を不合格とする。

3 合格した科目については、所定の単位を認定する。

(追試験)

第29条 授業科目試験に欠席した者に対し正当な理由があると認められた場合には、追試験を行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学等を含む。次条第1項及び第46条第1項において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等学校の専攻科の課程、高等専門学校課程若しくは専修学校の専門課程における学修で本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の履修により修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学した後に行った第30条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学以外での学修による単位認定等の上限)

第32条の2 前3条により本学において修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が編入学した者である場合は、第30条により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は62単位とし、前2条により修得したものとみなすことのできる単位数及び与えることのできる単位数の合計は30単位を超えないものとする。

第6章 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 学長は、病気又はやむを得ない事由によって引き続き3月以上修学することができない学生が休学を願い出たときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められた者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、編入学した者にあつては通算して2年を、再入学した者にあつては学長が定めた在学すべき年数と同じ年数を通算してを超えることができないものとする。

4 休学期間は、第16条で規定する在学期間に算入しない

(復学)

第34条 学長は、前条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、本人の願い出により、復学を許可することができる。

2 学長は、前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者が復学を願い出たときは、これを許可することができる。

(1) 第37条の規定により退学した者で退学の日から起算して3年以内のもの

(2) 第38条第1号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で未納の授業料を納入したもの

(3) 第38条第3号の規定により除籍された者のうち、除籍の日から起算して3年以内の者で休学事由が消滅したもの

第35条 削除

(派遣留学)

第36条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する学生

について、当該外国の大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の意見を聴いて留学を許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に定める修業年限に算入することができる。

(単位認定を目的とした私費留学)

第36条の2 学長は、外国の大学又は短期大学等で単位認定を目的として学修することを志願する学生（前条第1項の規定による許可を受けた学生を除く。）について、同項に規定する協議を行うことが困難な場合は、当該学生の申請に基づき、当該学生の留学を単位認定を目的とした留学として承認することができる。

2 前項の承認を得て留学する学生は、留学する期間の初日から末日までを含む期間について休学の承認を得なくてはならない。

(退学)

第37条 学長は、病気その他やむを得ない事由によって、学生が退学を願い出たときは、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (2) 第16条に定める最長の在学期間を満了しても卒業できない者
- (3) 第33条第3項に定める最長の休学期間を休学し、なお修学できない者
- (4) 死亡し、又は行方不明になった者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第39条 本学に4年（編入学した者については2年とし、再入学した者については第25条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目の履修によって124単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第40条 前条の規定により卒業を認定された者に対して、経済学科に属する者については学士（経済学）の学位、国際商学科に属する者については学士（商学）の学位、公共マネジメント学科に属する者については学士（公

共マネジメント)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第41条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の授業科目の履修については、別に定める。

3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類及び教科		
経済学部	経済学科	中学校教諭	1種免許状	社会
		高等学校教諭	1種免許状	地理歴史
		高等学校教諭	1種免許状	公民
	国際商学科	高等学校教諭	1種免許状	商業
	公共マネジメント学科	中学校教諭	1種免許状	社会
		高等学校教諭	1種免許状	公民

(履修方法等の規定)

第42条 この学則に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、学力優秀その他模範とするに足る行為のあった者について、これを表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他著しく学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(教育的措置)

第45条 学長は、前条第2項に規定する懲戒のほか、口頭又は文書による厳重注意その他の教育的措置を行うことができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、本学の授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出たものについては、教育研究に支障のない範囲において、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関して単位の認定その他必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第47条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位の修得を希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生は、試験を受けることができる。

3 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望するものがあるときは、選考により、教授会の意見を聴いてこれを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第49条 授業料、入学金その他の費用に徴収については、別に定める。

第11章 厚生及び保健施設

(施設)

第50条 本学に、厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

2 厚生及び保健に関する諸施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 章 地域貢献

(地域貢献)

第 5 1 条 本学における教育研究成果の普及及び活用によって地域社会の発展に寄与するため、公開講座の開設等、大学開放に係る事業を行うものとする。

2 前項の地域貢献に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 3 章 雑則

(その他)

第 5 2 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、下関市立大学学則(平成 1 7 年下関市規則第 7 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、学長が別に定める。

附 則 (平成 20 年 1 月 15 日規則第 1 号)

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則第 2 6 条及び別表第 2 から別表第 7 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 12 月 26 日規則第 7 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 24 日規則第 4 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 21 日規則第 10 号)

1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 2 年 4 月 1 日以後に入学した者(第 1 5 条の規定により修業年限に通算された者、第 2 3 条の規定により編入学した者及び第 2 4 条の規定により再入学した者を除く。)以外の者であって、平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに、この規

則による改正前の下関市立大学学則別表第7に規定する総合演習の単位を修得した者は、この規則による改正後の下関市立大学学則第26条及び別表第7の規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成22年4月28日規則第6号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第3条第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成25年3月31日までの間においては、経済学科及び国際商学科の編入学定員は各10人とし、公共マネジメント学科の編入学定員は0人とする。

附 則（平成22年7月22日規則第11号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る修業年限並びに授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月23日規則第12号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月6日規則第13号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第5及び別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月4日規則第2号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月12日規則第4号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る授業科目

及び単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数、履修科目の評価の方法、追試験の実施並びに卒業必要単位数は、この規則による改正後の下関市立大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月25日規則第1号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成28年4月2日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者、平成27年度に編入学した者及び平成28年度に編入学する者に係る教育職員免許状取得のための科目の授業科目及び単位数は、この規則による改正後の別表第8の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月5日規則第5号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度までに編入学した者に係る修得すべき単位数は、この規則による改正後の別表第10の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月12日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1
基礎教育

科目区分		授業科目名	配当 年次	単位数		
				必修	選択	自由
外国語	第一外国語	英語 A	1		1	
		英語 B	1		1	
		英語 C	1		1	
		英語 D	1		1	
		中国語 A	1		1	
		中国語 B	1		1	
		中国語 C	1		1	
		中国語 D	1		1	
		朝鮮語 A	1		1	
		朝鮮語 B	1		1	
		朝鮮語 C	1		1	
		朝鮮語 D	1		1	
		日本語 A	1		1	
		日本語 B	1		1	
		日本語 C	1		1	
		日本語 D	1		1	
		日本語 E	1		1	
		日本語 F	1		1	
		日本語 G	1		1	
		日本語 H	1		1	
		英語 E	2		1	
		英語 F	2		1	
		英語 G	2		1	
		英語 H	2		1	
		中国語 E	2		1	
		中国語 F	2		1	
		中国語 G	2		1	
		中国語 H	2		1	
		朝鮮語 E	2		1	
		朝鮮語 F	2		1	
		朝鮮語 G	2		1	
		朝鮮語 H	2		1	
		英語演習 a	1		1	
		英語演習 b	1		1	
		英語演習 c	1		1	
		英語演習 d	1		1	
英語演習 e	1		1			
英語演習 f	1		1			
中国語演習 a	1		1			

		中国語演習 b	1		1	
		中国語演習 c	1		1	
		中国語演習 d	1		1	
		中国語演習 e	1		1	
		中国語演習 f	1		1	
		朝鮮語演習 a	1		1	
		朝鮮語演習 b	1		1	
		朝鮮語演習 c	1		1	
		朝鮮語演習 d	1		1	
		朝鮮語演習 e	1		1	
		朝鮮語演習 f	1		1	
		日本語演習 a	1			1
		日本語演習 b	1			1
		日本語演習 c	1			1
		日本語演習 d	1			1
	第 二 外 国 語	英語L	1		1	
		英語M	1		1	
		中国語L	1		1	
		中国語M	1		1	
		朝鮮語L	1		1	
		朝鮮語M	1		1	
		ドイツ語L	1		1	
		ドイツ語M	1		1	
		フランス語L	1		1	
		フランス語M	1		1	
		英語N	2		1	
		英語O	2		1	
		中国語N	2		1	
		中国語O	2		1	
		朝鮮語N	2		1	
		朝鮮語O	2		1	
		ドイツ語N	2		1	
		ドイツ語O	2		1	
		フランス語N	2		1	
		フランス語O	2		1	
国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー	外 国 語 実 習	英語実習 a	1		1	
		英語実習 b	1		1	
		中国語実習 a	1		1	
		中国語実習 b	1		1	
		朝鮮語実習 a	1		1	
		朝鮮語実習 b	1		1	
		日本語実習 a	1		1	
		日本語実習 b	1		1	

シ ョ ン		英語実習 c	2		1	
		英語実習 d	2		1	
		英語実習 e	2		1	
		英語実習 f	2		1	
		中国語実習 c	2		1	
		中国語実習 d	2		1	
		中国語実習 e	2		1	
		中国語実習 f	2		1	
		朝鮮語実習 c	2		1	
		朝鮮語実習 d	2		1	
		朝鮮語実習 e	2		1	
		朝鮮語実習 f	2		1	
		日本語実習 c	2		1	
		日本語実習 d	2		1	
		日本語実習 e	2		1	
		日本語実習 f	2		1	
		英語実習 g	3		1	
		英語実習 h	3		1	
		中国語実習 g	3		1	
		中国語実習 h	3		1	
		朝鮮語実習 g	3		1	
		朝鮮語実習 h	3		1	
		日本語実習 g	3		1	
		日本語実習 h	3		1	
		英語実習 i	4		1	
		英語実習 j	4		1	
		中国語実習 i	4		1	
		中国語実習 j	4		1	
		朝鮮語実習 i	4		1	
		朝鮮語実習 j	4		1	
	日本語実習 i	4		1		
	日本語実習 j	4		1		
外 国 研 修		外国研修 (英語) A	1		2	
		外国研修 (英語) B	1		2	
		外国研修 (英語) C	1		2	
		外国研修 (英語) D	1		2	
		外国研修 (中国語) A	1		2	
		外国研修 (中国語) B	1		2	
		外国研修 (中国語) C	1		2	
		外国研修 (中国語) D	1		2	
		外国研修 (朝鮮語) A	1		2	
		外国研修 (朝鮮語) B	1		2	
		外国研修 (朝鮮語) C	1		2	

		外国研修（朝鮮語）D	1		2	
情報 ・ 数理	情報	コンピュータ科学	1		2	
		コンピュータ基礎	1		1	
		コンピュータ活用Ⅰ	2		2	
		コンピュータ活用Ⅱ	2		2	
	統計	統計入門	1		2	
	数学	数学入門	1		2	
健康 ・ スポ ー ツ 科 学		スポーツ実践A	1	1		
		スポーツ実践B	1		1	
		生涯スポーツ a	2		1	
		生涯スポーツ b	2		1	
		生涯スポーツ c	2		1	
		生涯スポーツ d	2		1	
		健康科学	2		2	

備考

- 1 日本語A～Hは外国人留学生のみ履修できる。
- 2 日本語実習 a～j は外国人留学生のみ履修できる。
- 3 日本語演習 a～d は外国人留学生のみ履修できる。
- 4 学生が編入学した者である場合は、「スポーツ実践A」を選択科目とする。

別表第 2

教養教育

科目区分		授業科目名	配当 年次	単位数		
				必修	選択	自由
教養	人間と文化	異文化交流 A	1		2	
		異文化交流 B	1		2	
		芸術	1		2	
		言語 A	1		2	
		言語 B	1		2	
		思想	1		2	
		心理 A	1		2	
		心理 B	1		2	
		哲学	1		2	
		文化 A	1		2	
		文化 B	1		2	
		文学 A	1		2	
		文学 B	1		2	
		倫理	1		2	
	論理	1		2		
	歴史と社会	社会	1		2	
		人文地理 A	1		2	
		人文地理 B	1		2	
		政治	1		2	
		西洋史 A	1		2	
西洋史 B		1		2		
東洋史 A		1		2		
東洋史 B		1		2		
日本史 A		1		2		
日本史 B		1		2		
日本事情 A		1		2		
日本事情 B		1		2		
Foreign Studies A	1		2			
Foreign Studies B	1		2			

自然と数理	宇宙と地球	1		2	
	科学技術史	1		2	
	教養数学A	1		2	
	教養数学B	1		2	
	教養統計	1		2	
	自然の法則A	1		2	
	自然の法則B	1		2	
	生命と生態	1		2	
	人間と物質	1		2	
生活と健康	環境	1		2	
	健康	1		2	
	人権	1		2	
	スポーツ	1		2	
	生活	1		2	
	福祉	1		2	
特別講義	特別講義A	1		2	
	特別講義B	1		2	
	特別講義C	1		2	
	特別講義D	1		2	
	特別講義E	1		2	
	特別講義F	1		2	
	特別講義G	1		2	
	特別講義H	1		2	
教養総合	教養総合A	1		2	
	教養総合B	1		2	
	教養総合C	1		2	
	教養総合D	1		2	

備考 日本事情A、日本事情Bは外国人留学生のみ履修できる。

別表第3

専門教育

ア 経済学科専門教育

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
専攻基礎	経済学入門	1	2		
	経済原論Ⅰ	1	2		
	マクロ経済学Ⅰ	1	2		
	ミクロ経済学Ⅰ	1	2		
	経済数学	1		2	
	国際経済学入門	1		2	
	マクロ経済学Ⅱ	1		2	
	ミクロ経済学Ⅱ	1		2	
	経済学史Ⅰ	2		2	
	経済学史Ⅱ	2		2	
	経済原論Ⅱ	2		2	
	経済統計Ⅰ	2		2	
	経済統計Ⅱ	2		2	
	産業組織論Ⅰ	2		2	
	西洋経済史	2		2	
	日本経済史	2		2	
	日本経済論	2		2	
東アジア経済論	2		2		
専攻基本	A群 金融・経済分析	金融論Ⅰ	2		2
		金融論Ⅱ	2		2
		経済政策Ⅰ	2		2
		経済政策Ⅱ	2		2
		計量経済学Ⅰ	2		2
		産業組織論Ⅱ	3		2
	B群 財政・社会政策	公共経済学	2		2
		財政学Ⅰ	2		2
		財政学Ⅱ	2		2
		社会政策Ⅰ	2		2
		社会政策Ⅱ	2		2
		環境資源経済学	3		2

	C群 グローバル経済	アジア経済史 開発経済学 国際政治経済学Ⅰ 国際貿易論 国際マクロ経済学 国際政治経済学Ⅱ	2 2 2 2 2 3		2 2 2 2 2 2	
	D群 地域経済・社会	経済地理学Ⅰ 経済地理学Ⅱ 社会学 社会調査論 地域論 地域政策Ⅰ	2 2 2 2 2 3		2 2 2 2 2 2	
専攻 応用	A群 金融・経済分析	応用計量経済分析 応用マクロ経済学 応用ミクロ経済学 企業金融論 企業分析論Ⅰ 企業分析論Ⅱ 金融システム論 計量経済学Ⅱ 国際金融論 証券論 保険論 リスクマネジメント論	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	B群 財政・社会政策	医療福祉経済論 行政学 現代資本主義論 公共マネジメント論 自治体法務論 社会保障論 地方行財政事情 地方財政論 地方自治論 都市環境論 都市計画論 労働経済論	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

C群 グローバル経済	開発途上国論	3		2	
	韓国経済論	3		2	
	経済統合論	3		2	
	現代韓国社会論	3		2	
	交通論	3		2	
	国際関係論 I	3		2	
	国際関係論 II	3		2	
	国際協力論	3		2	
	多国籍企業論	3		2	
	中国経済論 I	3		2	
	中国経済論 II	3		2	
	流通論	3		2	
	D群 地域経済・社会	水産経済論 I	3		2
水産経済論 II		3		2	
生活構造論		3		2	
地域産業論		3		2	
地域政策 II		3		2	
地域福祉論		3		2	
地域問題論		3		2	
中小企業論		3		2	
都市社会学		3		2	
内発的発展論		3		2	
農村社会学		3		2	
非営利組織論		3		2	
まちづくり論		3		2	
専門 関連 連	専攻 関連 連	関門地域論	2		2
		社会思想史	2		2
		地誌学 I	2		2
		地誌学 II	2		2
		プログラミング	2		2
		アジア近代史	3		2
		外書講読 (英語)	3		2
		外書講読 (中国語)	3		2
		外書講読 (朝鮮語)	3		2
		経済英語	3		2

法 学	憲法Ⅰ	1		2	
	憲法Ⅱ	1		2	
	法学総論	1		2	
	行政法Ⅰ	2		2	
	行政法Ⅱ	2		2	
	債権法	2		2	
	ビジネス法入門	2		2	
	民法総論	2		2	
	会社法Ⅰ	3		2	
	会社法Ⅱ	3		2	
	金融商品取引法	3		2	
	経済法	3		2	
	国際法	3		2	
	消費者法	3		2	
	物権法	3		2	
労働法	3		2		
専 門 特 講	専門特講A	1		2	
	専門特講B	1		2	
	専門特講C	1		2	
	専門特講D	1		2	
教 職 専 門	人文地理学概論Ⅰ	1			2
	西洋史概論Ⅰ	1			2
	東洋史概論Ⅰ	1			2
	日本史概論Ⅰ	1			2
	自然地理学Ⅰ	2			2
	自然地理学Ⅱ	2			2
	哲学概論Ⅰ	2			2
	哲学概論Ⅱ	2			2
	人文地理学概論Ⅱ	3			2
	西洋史概論Ⅱ	3			2
	東洋史概論Ⅱ	3			2
	日本史概論Ⅱ	3			2
	倫理学概論Ⅰ	3			2
	倫理学概論Ⅱ	3			2

他 学 科 専 門 教 育	経営学入門	1		2	
	経営情報学入門	1		2	
	現代政治学	1		2	
	公共マネジメント実習 I	1		2	
	公共マネジメント入門	1		2	
	国際商学入門	1		2	
	商学総論	1		2	
	簿記原理 I	1		2	
	簿記原理 II	1		2	
	会計学原理 I	2		2	
	会計学原理 II	2		2	
	環境マネジメント	2		2	
	管理科学 I	2		2	
	経営管理論 I	2		2	
	経営管理論 II	2		2	
	経営史	2		2	
	経営情報論	2		2	
	原価計算論 I	2		2	
	原価計算論 II	2		2	
	公共哲学	2		2	
	公共マネジメント実習 II	2		2	
	コミュニケーション心理学	2		2	
	商業史	2		2	
	情報システム論	2		2	
	人事労務管理論	2		2	
	マーケティング論 I	2		2	
	マーケティング論 II	2		2	
	監査論	3		2	
	管理科学 II	3		2	
	企業倫理	3		2	
	経営組織論	3		2	
	経営データ分析 I	3		2	
	経営データ分析 II	3		2	
	経営統計学	3		2	
	公会計論	3		2	
	公共非営利戦略論	3		2	
	国際会計	3		2	

	国際経営論	3		2	
	国際商品取引論	3		2	
	国際マーケティング論	3		2	
	産業社会論	3		2	
	商業英語	3		2	
	生産管理論	3		2	
	税務会計論	3		2	
	電子商取引論	3		2	
	人間関係論	3		2	
	非営利会計論	3		2	
	非営利組織マネジメント論	3		2	
	物流システム論	3		2	
	貿易実務	3		2	
	簿記原理Ⅲ	3		2	
	簿記原理Ⅳ	3		2	
	流通政策	3		2	
専門演習	専門演習Ⅰ	3		4	
	専門演習Ⅱ	4	4		

備考 学生が編入学した者である場合は、「経済学入門」、「経済原論Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅰ」及び「ミクロ経済学Ⅰ」を選択科目とする。

イ 国際商学科専門教育

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
専攻基礎	国際商学入門	1	2		
	経営学入門	1		2	
	経営情報学入門	1		2	
	経済原論 I	1		2	
	国際経済学入門	1		2	
	商学総論	1		2	
	簿記原理 I	1		2	
	マクロ経済学 I	1		2	
	ミクロ経済学 I	1		2	
	管理科学 I	2		2	
	金融論 I	2		2	
	国際政治経済学 I	2		2	
	情報システム論	2		2	
	東アジア経済論	2		2	
	ビジネス法入門	2		2	
	簿記原理 II	2		2	
民法総論	2		2		
専攻基本	A群 国際・東アジア	アジア経済史	2		2
		韓国経済論	2		2
		国際貿易論	2		2
		国際マクロ経済学	2		2
		国際政治経済学 II	3		2
		中国経済論 I	3		2
	B群 流通・マーケティング	債権法	2		2
		商業史	2		2
		マーケティング論 I	2		2
		マーケティング論 II	2		2
		流通論	2		2
		物権法	3		2
		流通政策	3		2
	C群	経営管理論 I	2		2
		経営管理論 II	2		2

	経営・経営情報	経営史	2		2	
		経営情報論	2		2	
		人事労務管理論	2		2	
		企業倫理	3		2	
		経営統計学	3		2	
	D群	会計学原理Ⅰ	2		2	
		会計学原理Ⅱ	2		2	
	会計・簿記	原価計算論Ⅰ	2		2	
		原価計算論Ⅱ	2		2	
		企業分析論Ⅰ	3		2	
		簿記原理Ⅲ	3		2	
専攻応用	A群 国際・東アジア	開発途上国論	3		2	
		経済政策Ⅰ	3		2	
		経済統合論	3		2	
		現代韓国社会論	3		2	
		国際関係論Ⅰ	3		2	
		国際協力論	3		2	
		国際金融論	3		2	
		多国籍企業論	3		2	
		中国経済論Ⅱ	3		2	
	B群 流通・マーケティング	国際商品取引論	3		2	
		国際マーケティング論	3		2	
		商業英語	3		2	
		証券論	3		2	
		消費者法	3		2	
		電子商取引論	3		2	
物流システム論		3		2		
貿易実務		3		2		
保険論	3		2			
		リスクマネジメント論	3		2	

C群 経営・経営情報	管理科学Ⅱ	3		2	
	経営組織論	3		2	
	経営データ分析Ⅰ	3		2	
	経営データ分析Ⅱ	3		2	
	国際経営論	3		2	
	産業社会論	3		2	
	産業組織論Ⅰ	3		2	
	生産管理論	3		2	
	非営利組織論	3		2	
D群 会計・簿記	会社法Ⅰ	3		2	
	会社法Ⅱ	3		2	
	監査論	3		2	
	企業分析論Ⅱ	3		2	
	金融商品取引法	3		2	
	公会計論	3		2	
	国際会計	3		2	
	税務会計論	3		2	
	非営利会計論	3		2	
	簿記原理Ⅳ	3		2	
専門 関連	専門 攻 関 連	関門地域論	2		2
	社会思想史	2		2	
	地誌学Ⅰ	2		2	
	地誌学Ⅱ	2		2	
	プログラミング	2		2	
	アジア近代史	3		2	
	外書講読（英語）	3		2	
	外書講読（中国語）	3		2	
	外書講読（朝鮮語）	3		2	
	経済英語	3		2	
法学	憲法Ⅰ	1		2	
	憲法Ⅱ	1		2	
	法学総論	1		2	
	行政法Ⅰ	2		2	
	行政法Ⅱ	2		2	
	経済法	3		2	
	国際法	3		2	
	労働法	3		2	

専 門 特 講	専門特講A	1		2	
	専門特講B	1		2	
	専門特講C	1		2	
	専門特講D	1		2	
教 職 専 門	職業指導	2			2
他 学 科 専 門 教 育	経済学入門	1		2	
	経済数学	1		2	
	現代政治学	1		2	
	公共マネジメント実習 I	1		2	
	公共マネジメント入門	1		2	
	マクロ経済学Ⅱ	1		2	
	ミクロ経済学Ⅱ	1		2	
	開発経済学	2		2	
	環境マネジメント	2		2	
	金融論Ⅱ	2		2	
	経済学史Ⅰ	2		2	
	経済学史Ⅱ	2		2	
	経済原論Ⅱ	2		2	
	経済政策Ⅱ	2		2	
	経済地理学Ⅰ	2		2	
	経済地理学Ⅱ	2		2	
	経済統計Ⅰ	2		2	
	経済統計Ⅱ	2		2	
	計量経済学Ⅰ	2		2	
	公共経済学	2		2	
	公共哲学	2		2	
	公共マネジメント実習Ⅱ	2		2	
	コミュニケーション心理学	2		2	
	財政学Ⅰ	2		2	
	財政学Ⅱ	2		2	
	社会学	2		2	
	社会政策Ⅰ	2		2	
	社会政策Ⅱ	2		2	
社会調査論	2		2		

西洋経済史	2	2
地域論	2	2
日本経済史	2	2
日本経済論	2	2
医療福祉経済論	3	2
応用計量経済分析	3	2
応用マクロ経済学	3	2
応用ミクロ経済学	3	2
環境資源経済学	3	2
企業金融論	3	2
行政学	3	2
金融システム論	3	2
計量経済学Ⅱ	3	2
現代資本主義論	3	2
公共非営利戦略論	3	2
公共マネジメント論	3	2
交通論	3	2
国際関係論Ⅱ	3	2
産業組織論Ⅱ	3	2
自治体法務論	3	2
社会保障論	3	2
水産経済論Ⅰ	3	2
水産経済論Ⅱ	3	2
生活構造論	3	2
地域産業論	3	2
地域政策Ⅰ	3	2
地域政策Ⅱ	3	2
地域福祉論	3	2
地域問題論	3	2
地方行財政事情	3	2
地方財政論	3	2
地方自治論	3	2
中小企業論	3	2
都市環境論	3	2
都市計画論	3	2

	都市社会学	3		2	
	内発的发展論	3		2	
	人間関係論	3		2	
	農村社会学	3		2	
	非営利組織マネジメント論	3		2	
	まちづくり論	3		2	
	労働経済論	3		2	
専門演習	専門演習 I	3		4	
	専門演習 II	4	4		

備考 学生が編入学した者である場合は、「国際商学入門」を選択科目とする。

ウ 公共マネジメント学科専門教育

科目区分	授業科目名	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
専攻基礎	公共マネジメント実習Ⅰ	1	2		
	公共マネジメント入門	1	2		
	公共マネジメント実習Ⅱ	2	2		
	経営学入門	1		2	
	経済原論Ⅰ	1		2	
	現代政治学	1		2	
	簿記原理Ⅰ	1		2	
	マクロ経済学Ⅰ	1		2	
	ミクロ経済学Ⅰ	1		2	
	環境マネジメント	2		2	
	行政学	2		2	
	公共哲学	2		2	
	公共マネジメント論	2		2	
	コミュニケーション心理学	2		2	
	都市計画論	2		2	
	非営利組織論	2		2	
	簿記原理Ⅱ	2		2	
まちづくり論	2		2		
専攻基本	A群 公共政策	公共経済学	2		2
		財政学Ⅰ	2		2
		財政学Ⅱ	2		2
		社会政策Ⅰ	2		2
		社会政策Ⅱ	2		2
		日本経済論	3		2
	B群 マネジメント	経営管理論Ⅰ	2		2
		経営管理論Ⅱ	2		2
		経営史	2		2
		人事労務管理論	2		2
		ビジネス法入門	2		2
		マーケティング論Ⅰ	2		2
		マーケティング論Ⅱ	2		2
	経営組織論	3		2	
	C群 地域	経済地理学Ⅰ	2		2
経済地理学Ⅱ		2		2	
社会学		2		2	

	社会	社会調査論	2		2	
		生活構造論	2		2	
		地域政策 I	3		2	
専攻 応用	A群 公共政策	医療福祉経済論	3		2	
		公会計論	3		2	
		自治体法務論	3		2	
		社会保障論	3		2	
		地域福祉論	3		2	
		地方財政論	3		2	
		都市環境論	3		2	
	B群 マネジメント	企業分析論 I	3		2	
		企業分析論 II	3		2	
		企業倫理	3		2	
		公共非営利戦略論	3		2	
		国際経営論	3		2	
		非営利会計論	3		2	
		非営利組織マネジメント論	3		2	
	C群 地域社会	地域政策 II	3		2	
		地域問題論	3		2	
		地域論	3		2	
		地方自治論	3		2	
		都市社会学	3		2	
		内発的発展論	3		2	
		人間関係論	3		2	
農村社会学	3		2			
専門 関連	専攻 関連	関門地域論	2		2	
		社会思想史	2		2	
		地誌学 I	2		2	
		地誌学 II	2		2	
		プログラミング	2		2	
		アジア近代史	3		2	
		外書講読 (英語)	3		2	
		外書講読 (中国語)	3		2	
		外書講読 (朝鮮語)	3		2	
経済英語	3		2			

法 学	憲法Ⅰ	1		2	
	憲法Ⅱ	1		2	
	法学総論	1		2	
	行政法Ⅰ	2		2	
	行政法Ⅱ	2		2	
	債権法	2		2	
	民法総論	2		2	
	会社法Ⅰ	3		2	
	会社法Ⅱ	3		2	
	金融商品取引法	3		2	
	経済法	3		2	
	国際法	3		2	
	消費者法	3		2	
	物権法	3		2	
	労働法	3		2	
専 門 特 講	専門特講A	1		2	
	専門特講B	1		2	
	専門特講C	1		2	
	専門特講D	1		2	
教 職 専 門	人文地理学概論Ⅰ	1			2
	西洋史概論Ⅰ	1			2
	東洋史概論Ⅰ	1			2
	日本史概論Ⅰ	1			2
	哲学概論Ⅰ	2			2
	人文地理学概論Ⅱ	3			2
	西洋史概論Ⅱ	3			2
	東洋史概論Ⅱ	3			2
	日本史概論Ⅱ	3			2
	倫理学概論Ⅰ	3			2
他 学 科 専 門 教 育	経営情報学入門	1		2	
	経済学入門	1		2	
	経済数学	1		2	
	国際経済学入門	1		2	
	国際商学入門	1		2	
	商学総論	1		2	
	マクロ経済学Ⅱ	1		2	

ミクロ経済学Ⅱ	1	2
アジア経済史	2	2
会計学原理Ⅰ	2	2
会計学原理Ⅱ	2	2
開発経済学	2	2
管理科学Ⅰ	2	2
金融論Ⅰ	2	2
金融論Ⅱ	2	2
経営情報論	2	2
経済学史Ⅰ	2	2
経済学史Ⅱ	2	2
経済原論Ⅱ	2	2
経済政策Ⅰ	2	2
経済政策Ⅱ	2	2
経済統計Ⅰ	2	2
経済統計Ⅱ	2	2
計量経済学Ⅰ	2	2
原価計算論Ⅰ	2	2
原価計算論Ⅱ	2	2
国際政治経済学Ⅰ	2	2
国際貿易論	2	2
国際マクロ経済学	2	2
産業組織論Ⅰ	2	2
商業史	2	2
情報システム論	2	2
西洋経済史	2	2
日本経済史	2	2
東アジア経済論	2	2
応用計量経済分析	3	2
応用マクロ経済学	3	2
応用ミクロ経済学	3	2
開発途上国論	3	2
環境資源経済学	3	2
韓国経済論	3	2
監査論	3	2
管理科学Ⅱ	3	2

企業金融論	3	2
金融システム論	3	2
経営データ分析Ⅰ	3	2
経営データ分析Ⅱ	3	2
経営統計学	3	2
経済統合論	3	2
計量経済学Ⅱ	3	2
現代韓国社会論	3	2
現代資本主義論	3	2
交通論	3	2
国際会計	3	2
国際関係論Ⅰ	3	2
国際関係論Ⅱ	3	2
国際協力論	3	2
国際金融論	3	2
国際商品取引論	3	2
国際政治経済学Ⅱ	3	2
国際マーケティング論	3	2
産業社会論	3	2
産業組織論Ⅱ	3	2
商業英語	3	2
証券論	3	2
水産経済論Ⅰ	3	2
水産経済論Ⅱ	3	2
生産管理論	3	2
税務会計論	3	2
多国籍企業論	3	2
地域産業論	3	2
地方行財政事情	3	2
中国経済論Ⅰ	3	2
中国経済論Ⅱ	3	2
中小企業論	3	2
電子商取引論	3	2
物流システム論	3	2
貿易実務	3	2
簿記原理Ⅲ	3	2

	簿記原理Ⅳ	3		2	
	保険論	3		2	
	流通政策	3		2	
	流通論	3		2	
	労働経済論	3		2	
専門演習	専門演習Ⅰ	3		4	
	専門演習Ⅱ	4	4		

備考 学生が編入学した者である場合は、「公共マネジメント実習Ⅰ」、「公共マネジメント入門」及び「公共マネジメント実習Ⅱ」を選択科目とする。

別表第 4

演習

授業科目名	配当 年次	単位数		
		必修	選択	自由
アカデミックリテラシー	1		1	
基礎演習	1		2	
発展演習	2		2	

別表第 5

キャリア教育科目

授業科目名	配当 年次	単位数		
		必修	選択	自由
キャリアデザインⅠ	1		2	
インターンシップ	2		2	
キャリアデザインⅡ	2		2	
P B L	2		2	
キャリアデザインⅢ	3		2	
キャリアデザインⅣ	3		2	

別表第 6

自発学習科目

授業科目名	配当 年次	単位数		
		必修	選択	自由
共同自主研究	2		2	

別表第 7

副専攻

科目 区分	授業科目名	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
外 国 語 副 専 攻	応用外国語研究（英語）Ⅰ	3		2	
	応用外国語研究（英語）Ⅱ	3		2	
	応用外国語研究（中国語）Ⅰ	3		2	
	応用外国語研究（中国語）Ⅱ	3		2	
	応用外国語研究（朝鮮語）Ⅰ	3		2	
	応用外国語研究（朝鮮語）Ⅱ	3		2	

別表第8

教育職員免許状取得のための科目

授業科目名	配当 年次	単位数		
		必修	選択	自由
教育原理	1			2
教職論	1			2
教育心理学	2			2
教育方法論	2			2
社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2			2
社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2			2
生徒指導	2			2
道德教育	2			2
特別活動	2			2
教育行政	3			2
教育実習事前・事後指導	4			1
教育相談	3			2
社会科・公民科教育法Ⅰ	3			2
社会科・公民科教育法Ⅱ	3			2
商業科教育法Ⅰ	3			2
商業科教育法Ⅱ	3			2
教育実習Ⅰ	4			2
教育実習Ⅱ	4			2
教職実践演習（中高）	4			2
教職ボランティア実習A	1			1
教職ボランティア実習B	1			1
教職ボランティア実習C	1			1
教職ボランティア実習D	1			1
介護等体験実習	3			2

別表第9

ア 経済学科

科目区分			卒業必要単位数	
基礎教育	外国語	第一外国語	8	10
		第二外国語		
	国際コミュニケーション	外国語実習		
		外国研修		
	情報・数理	情報	2	6
		統計	2	
		数学		
健康・スポーツ科学			3 ※1	
教養教育	教養		16	
	特別講義			
	教養総合			
専門教育	専攻基礎		26 ※2	
	専攻基本	A群 金融・経済分析	(6)	18 ※3
		B群 財政・社会政策	(6)	
		C群 グローバル経済	(6)	
		D群 地域経済・社会	(6)	
	専攻応用	A群 金融・経済分析	12 ※4	76
		B群 財政・社会政策		
		C群 グローバル経済		
		D群 地域経済・社会		
	専門関連	専攻関連		
		法学		
		専門特講		
		他学科専門教育		
専門演習		4 ※5		
演習				
キャリア教育科目				
自発学習科目				
副専攻				
			124	

※1 3単位のなかには、「スポーツ実践A」の1単位が含まれていなければならない。

※2 26単位のなかには、「経済学入門」、「経済原論Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅰ」及び「ミクロ経済学Ⅰ」の各2単位、合計8単位が含まれていなければならない。

※3 A群からD群までの4つの群のなかから3つの群を選択し、それぞれの群から6単位、合計18単位を修得しなければならない。

※4 専攻基本で選択した3つの群のなかから1つの群を選択し、その群の専攻応用科目から12単位を修得しなければならない。

※5 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。

イ 国際商学科

科目区分			卒業必要単位数		
基礎教育	外国語	第一外国語	8	16	
		第二外国語			
	国際コミュニケーション	外国語実習	6		
		外国研修			
	情報・数理	情報	2	6	
		統計	2		
		数学			
健康・スポーツ科学			3 ※1		
教養教育	教養		16		
	特別講義				
	教養総合				
専門教育	専攻基礎		24 ※2		
	専攻基本	A群 国際・東アジア	(6)	18 ※3	
		B群 流通・マーケティング	(6)		
		C群 経営・経営情報	(6)		
		D群 会計・簿記	(6)		
	専攻応用	A群 国際・東アジア	(8)	12 ※4	
		B群 流通・マーケティング	(8)		
		C群 経営・経営情報	(8)		
		D群 会計・簿記	(8)		
	専門関連	専攻関連			
		法学			
		専門特講			
		他学科専門教育			
	専門演習		4 ※5		
演習					
キャリア教育科目					
自発学習科目					
副専攻					

- ※1 3単位のなかには、「スポーツ実践A」の1単位が含まれていなければならない。
- ※2 24単位のなかには、「国際商学入門」の2単位が含まれていなければならない。
- ※3 A群からD群までの4つの群のなかから3つの群を選択し、それぞれの群から6単位、合計18単位を修得しなければならない。
- ※4 12単位のなかには、1つの群に属する科目の8単位が含まれていなければならない。
この場合において、当該1つの群は、専攻基本で選択した3つの群のなかから選択したものでなければならない。
- ※5 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。

ウ 公共マネジメント学科

科目区分			卒業必要単位数		
基礎教育	外国語	第一外国語	8	10	
		第二外国語			
	国際コミュニケーション	外国語実習			
		外国研修			
	情報・数理	情報	2	6	
		統計	2		
		数学			
健康・スポーツ科学			3 ※1		
教養教育	教養		16		
	特別講義				
	教養総合				
専門教育	専攻基礎		24 ※2		
	専攻基本	A群 公共政策	6	20	
		B群 マネジメント	8		
		C群 地域社会	6		
	専攻応用	A群 公共政策	4	16	
		B群 マネジメント	4		
		C群 地域社会	4		
	専門関連	専攻関連		76	
		法学			
		専門特講			
		他学科専門教育			
専門演習			4 ※3		
演習			124		
キャリア教育科目					
自発学習科目					
副専攻					

※1 3単位のなかには、「スポーツ実践A」の1単位が含まれていなければならない。

※2 24単位のなかに「公共マネジメント実習Ⅰ」、「公共マネジメント入門」及び「公共マネジメント実習Ⅱ」の各2単位、合計6単位が含まれていなければならない。

※3 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。

別表第10
ア 経済学科

科目区分			卒業必要単位数	
基礎教育			35	
教養教育				
専門教育	専攻基礎		26	
	専攻基本	A群 金融・経済分析	(6)	18 ※1
		B群 財政・社会政策	(6)	
		C群 グローバル経済	(6)	
		D群 地域経済・社会	(6)	
	専攻応用	A群 金融・経済分析	12 ※2	76
		B群 財政・社会政策		
		C群 グローバル経済		
		D群 地域経済・社会		
	専門関連	専攻関連		
法学				
専門特講				
他学科専門教育				
専門演習		4 ※3		
演習				
キャリア教育科目				
自発学習科目				
副専攻				
124				

- ※1 A群からD群までの4つの群のなかから3つの群を選択し、それぞれの群から6単位、合計18単位を修得しなければならない。
- ※2 専攻基本で選択した3つの群のなかから1つの群を選択し、その群の専攻応用科目から12単位を修得しなければならない。
- ※3 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。

イ 国際商学科

科目区分			卒業必要単位数	
基礎教育			41	
教養教育				
専門教育	専攻基礎		24	
	専攻基本	A群 国際・東アジア	(6)	18 ※1
		B群 流通・マーケティング	(6)	
		C群 経営・経営情報	(6)	
		D群 会計・簿記	(6)	
	専攻応用	A群 国際・東アジア	(8)	12 ※2
		B群 流通・マーケティング	(8)	
		C群 経営・経営情報	(8)	
		D群 会計・簿記	(8)	
	専門関連	専攻関連		
		法学		
		専門特講		
		他学科専門教育		
専門演習		4 ※3		
演習				
キャリア教育科目				
自発学習科目				
副専攻				
			72	
			124	

- ※1 A群からD群までの4つの群のなかから3つの群を選択し、それぞれの群から6単位、合計18単位を修得しなければならない。
- ※2 12単位のなかには、1つの群に属する科目の8単位が含まれていなければならない。
この場合において、当該1つの群は、専攻基本で選択した3つの群のなかから選択したものでなければならない。
- ※3 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。

ウ 公共マネジメント学科

科目区分			卒業必要単位数		
基礎教育			35		
教養教育					
専門教育	専攻基礎		24		
	専攻基本	A群 公共政策	6	20	
		B群 マネジメント	8		
		C群 地域社会	6		
	専攻応用	A群 公共政策	4	16	
		B群 マネジメント	4		
		C群 地域社会	4		
	専門関連	専攻関連		76	
		法学			
		専門特講			
他学科専門教育					
専門演習		4 ※			
演習			124		
キャリア教育科目					
自発学習科目					
副専攻					

※ 「専門演習Ⅱ」の4単位(専門演習Ⅱを履修できない場合は、別に定める方法で履修した科目の4単位)を修得しなければならない。